

周陽地区テニス協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は山口県テニス協会に属し周陽地区テニス協会（以下「本協会」と表記する）と称す。

(目 的)

第 2 条 本協会は健康な身体と健全な精神の養成に努め、テニス愛好者相互の親睦をはかることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本協会は周陽地区の事業所、学校に所属する団体及びクラブ団体で組織する。
個人会員及び山口県テニス協会に属した周陽地区テニス協会以外の協会に所属している者は入会を認めない。

第 4 条 本協会加入団体は、指定様式の所属者名簿へ必要事項を記入後、本協会に提出する。

第 2 章 事 業

第 5 条 本協会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。但し、天災地変、感染症などの事由により中止することができる。

- (1) 本協会主催のテニス大会は下記の通りとする。運営方法は細則による。
 - (a) 周陽テニスクラス別大会（シングルス）
 - (b) 周陽テニスクラス別大会（ダブルス）
 - (c) 周陽オープンテニストーナメント大会
 - (d) 周陽テニス選手権大会（シングルス）
 - (e) 周陽テニス選手権大会（ダブルス）
 - (f) 周陽テニス職域クラブ対抗戦
- (2) 研修会及び講習会の開催
- (3) その他、本協会の目的達成に必要な事業

第 3 章 役 員

第 6 条 本協会は次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 顧問
- (4) 理事長
- (5) 常任理事（今年度常任理事団体の 1 名を含む）
- (6) 理事
- (7) 会計監査団体（次年度常任理事団体代表）
- (8) 山口県テニス協会評議委員

第 7 条 役員は次の任務を掌る。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統裁する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。
- (3) 顧問は本協会活動に俯瞰的に助言する。
- (4) 理事長は総会の開催及び総会の決定事項を執行し、会務を指揮する。
- (5) 常任理事、理事は協会の運営上必要な専任事項を担当する。
- (6) 専任事項とは、競技、普及の任務とする。
- (7) 会計監査団体は期末に本協会の会計を監査する。
- (8) 山口県テニス協会評議員は、山口県テニス協会の総会へ出席等を担当する。

第 8 条 役員の任期は次の通りとする。